

御坊市一時預かり保育事業のご案内

1. 事業の目的

保護者の育児疲れ解消、急病等及び断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴う一時的な保育に対する需要に対応するため、お子さんを一時的に保育所でお預かりする事業です。（御坊市民の方に限ります）

2. 利用できる方

- (1) 保護者の疾病等により、一時的に家庭保育が困難となる就学前児童
月27日を限度とします。
- (2) 保護者の冠婚葬祭等の社会的な理由により、家庭保育が困難となる就学前児童
月3日を限度とします。
- (3) 保護者の育児疲れの解消等私的な理由により、一時預かりが必要となる就学前児童
月2日を限度とします。
- (4) 保護者の就労等により、断続的に家庭保育が困難となる児童
月12日を限度とします。

※ 利用できる日数については、上記制限を越えない範囲で決定します。

3. 保護者負担金

1人 (3歳以上) 日額1,800円 半日 900円
(3歳未満) 日額2,300円 半日1,150円

※利用日時点の年齢により決定します。

4. 利用可能日及び利用時間

利用可能日 祝日を除く月曜から金曜

一日利用 9時～16時（給食及びおやつ付）

半日利用 9時～12時（給食付）又は12時30分から16時（おやつ付）

※ 保育園の受入状況により希望に添えない場合があります。

5. 利用できる保育所

保育所名	住所	電話番号	対象年齢児童
わかば保育園	島333	22-6348	生後6か月以上～就学前まで

6. 利用方法

- (1) 前日午後3時までに市社会福祉課に申込書を提出してください。
※ただし、わかば保育園にて初めての利用となる場合は、利用日の2日前までに申込書を提出してください。
- (2) 疾病等を理由とする方は病状証明書を、就労等を理由とする方は就労証明書の添付が必要です。
- (3) わかば保育園利用者において、食事の状況が離乳食である場合は、離乳食を各家庭で用意して頂きます。

問合せ先 御坊市社会福祉課福祉児童係
Tel 52-5033

一時保育利用時に用意していただくもの

年齢	着替え用衣類	紙おむつ	給食用エプロン	手拭き用タオル2枚	室内用シューズ
1歳児	●	●	●	●	
2歳児	●	●	●	●	
3歳児	●			●	●
4歳児	●			●	●
5歳児	●			●	●

《お願い事項》

- ◎衣類、持ち物には名前を明記してください。
- ◎お迎えに来られる方を必ず登園の際、職員に伝えてください。
- ◎ご不明な点がありましたら下記までご連絡をください。

わかば保育園 TEL 0738-22-6348